



金屋町通信

発行元：
金屋町まちづくり協議会
発行責任者：般若陽子
編集責任者：般若慎一郎

左上の写真は旧南部鑄造所のキューポラです。1924年（大正13年）に当時のハイテクマシンとして建設され、2000年（平成12年）2月まで稼動していたものです。2001年（平成13年）10月に国の登録有形文化財になり、パチンコ店駐車場の一角に保存されています。

金屋町楽市ゾーンミュージアム

9月18～19日は金屋町一帯が巨大な美術館に変身しました。今回は第3回になりますが、金属ばかりでなく漆器・ガラス・陶磁器など多くの一流作家の作品が展示販売され、大賑わいの2日間でした。



多くの学生たちが和服を着用し、女性ブラスバンドチームもゆかた姿で演奏するなど、着物通りの演出は華やかで好評でした。新たな試みとして三角公園に利き酒コーナーが設置されましたが、人気はいまいちだったかと思われました。

金屋町楽市記念シンポジウム

林忠正に見る日本工芸の未来Ⅲ

21世紀のジャポニズム

9月17日、ウイングウイング高岡大ホールにおいて主題のシンポジウムが開催された。大原美術館長の高階秀爾さんが基調講演を行い、林忠正がヨーロッパへ持ち込んだ大量の浮世絵が、ジャポニズムとして印象派の画家たちに大きな影響を与えたことを、具体的にマネやゴッホなどと北斎や広重の作品を対比して見せながら話され、大変分かりやすく興味をひく講演でした。パネル討論では東京藝術大学大学院教授で日本画家の宮廻正明さんが、歴史と伝統は縦糸で現代生活が横糸である、この縦糸と横糸をうまく織り込むことがこれからの文化づくりに重要と結んだ。これからの金屋町の文化とまちづくりに示唆を感じる言葉でした。

分科会

9月18日夕方には「高岡クラフトコンペの次世代ビジョン」「地域のものづくり+まちづくり」の2会場に分かれて分科会が行われましたが、地元の神初良子さんもパネリストとして参加し、今後のあり方について意見を交わしました。



金屋町まちめぐりツアー



9月11日、金屋町楽市のプレイベントとして主題のツアーが開催された。

日中の気温が34度に達する暑い日でしたが、約25名の参加者を集め、高橋市長も参加し、般若陽子さんら「藤グループ」がガイドを務めました。今回のツアーは、金屋本町の旧南部鑄造所キューポラ、小泉家、旧富田鑄造所遺構、内免の藤田勝久茶釜工房などを重点に、約2時間の行程でした。

祭市瓦版

楽市会期中に合計6回にわたり実行委員会から瓦版が発刊されましたが、その最終号に陶芸家の大樋年雄さんの感想が書かれていました。「イベントは共感が大切。町並みを大切にすると雰囲気が増えれば、更に町の魅力につながると思う。楽市を通して、景観を考える場を設けることで町の雰囲気が良くなり、その結果、創作意欲を刺激し、更にイベントを大きく成長させることになると思う。大いに期待したい」というものです。金屋町住民として、せつかくのこのイベントを、まちづくり・文化づくりにどのように活かしていくのか、今一度皆で考えてみたいところです。

金屋町金属工芸工房 かんか がオープン

若手金属工芸作家達の制作・展示の拠点として、「かんか」がオープンしました。9月12日午前9時半から神事、10時からオープンセ



挨拶する代表の櫛間
(つきま)さん

レモニーが行われましたが、高岡市長はじめ多数の関係者が出席し、門出を祝いました。なお金屋町自治会からも多数が出席しましたが、加藤自治会長は「金屋町への参入を歓迎し、今後の活動に期待する」と祝辞を述べました。なお営業日は週のうち4日間、金曜～月曜です。

金屋町開町400年記念 シリーズ 金屋町と高岡鑄物の歴史

③仁安の御綸旨(にんあんのごりんじ)

1167年(仁安2年)六条天皇から河内鑄物師に出された証明書の中で、河内鑄物師に対して諸役(税金)を免除し、全国を自由に交通して商売することの権利を保証することなど、河内鑄物師の特権が書かれています。



これが金屋町にも存在し、コピーを鑄物資料館に展示し、原本は北陸銀行の金庫に保管しています。御綸旨は同じものが多数発行されたと考えられているが、現存するものはきわめて少ない。ちなみに納箱は鎌倉時代のものと言われています。

実は記載年号は架空のものでかなり遑っており、文面の内容と矛盾するところがある。また、天皇のお言葉としては細かすぎるような記述もある。例えば「道が悪くて馬に乗せた荷物が落ちるようなことがあれば、地頭政所(まんどころ)をして荷物を背負って送らせるべし」など。

朝廷の力を背景に特権を維持したいと考える鑄物師たちが、燈籠をはじめ少なからぬ貢物を継続的に献上した見返りに、いろんなことを書いて貰ったものと推測されます。

高岡金屋鑄物師が前田利長公をはじめ加賀藩から手厚い保護を受けたのも、この御綸旨が根拠になったと言われています。そして保護政策は明治の時代に至るまで続いたのです。